

各種証明書の発行

1 証明事務手数料の徴収について

福島県証明事務手数料条例の施行に伴い、平成23年7月1日より本校を卒業や退学した方に証明書を交付する際に、証明事務手数料を納付していただくこととなりました。
なお、在学生に発行する証明書については、従来どおり無料で交付いたします。

2 手数料を徴収する証明書

卒業証明書、修了証明書、成績証明書、調査書など

3 手数料の額、納付方法

1通につき300円です。福島県収入証紙により納付していただきます。

4 申請方法

学校休業日を除く毎日9時から16時まで事務室で受け付けております。原則として、申請者ご本人が来校して申請することになりますが、遠隔地にお住まいであるなどやむを得ない場合は、代理人による申請や郵便による申請を受け付けます。

申請時にご用意いただく書類は次のとおりです。証明書の発行には通常3日程度かかりますので、余裕を持って申請してください。

(1) 本人が本校窓口で申請する場合

- ・証明書交付申請書
- ・本人であることを確認できる書類（運転免許証などの身分証明書）
- ・手数料分の福島県収入証紙

(2) 代理人が本校窓口で申請する場合

- ・証明書交付申請書
- ・代理人本人であることを確認できる書類（運転免許証などの身分証明書）
- ・委任状
- ・手数料分の福島県収入証紙

(3) 郵便で申請する場合

- ・証明書交付申請書
- ・本人であることを確認できる書類（運転免許証などの身分証明書）の写し
- ・返送用封筒（封筒に申請者の住所を記入し、郵便切手を貼付すること）
- ・手数料分の福島県収入証紙

※ 1 返送用封筒に貼付する郵便料金は次のとおりです。

卒業証明書、修了証明書	1 通	2 ～ 3 通	4 ～ 6 通
	8 4 円	9 4 円	1 4 0 円
成績証明書、調査書	1 通	2 ～ 3 通	4 ～ 6 通
	8 4 円	9 4 円	1 4 0 円
速達や簡易書留を希望する方は、次の料金を加算してください			
・ 速達 2 6 0 円加算			
・ 簡易書留 3 2 0 円加算			

※ 2 手数料分の福島県収入証紙は、下記 6 の福島県収入証紙売りさばき所で購入してください。

5 手数料の免除

一定の要件に該当する方は、申請により手数料が免除されます。証明書申請の際に免除申請書を提出してください。

申請により手数料が免除される方	免除申請に添付する書類
生活保護を受けている方	生活保護受給証明の写し

6 福島県収入証紙の売りさばき所

福島県出納局のホームページでお近くの売りさばき所を確認してください。

(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015a/urisabakijyo.html>)

なお、本校の最寄りの売りさばき所は田村自動車教習所（田村市船引町船引字山ノ内 1 4 9 - 1 電話 0 2 4 7 - 8 2 - 0 7 0 0）です。

また、お近くに売りさばき所がない場合は、以下の売りさばき所で通信販売により購入することもできます。購入する福島県収入証紙分の現金と、郵便切手を貼付した返信用封筒を同封し、現金書留で申し込んでください。

・ 通信販売により福島県収入証紙を販売している売りさばき所

売りさばき所名	福島県庁消費組合 県庁売店
住所	〒 9 6 0 - 8 0 6 5 福島県福島市杉妻町 2 - 1 6
電話番号	0 2 4 - 5 2 1 - 1 1 1 1

お問い合わせ先

福島県立船引高等学校 事務室

電話 0 2 4 7 - 8 2 - 1 5 1 1